

特定役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方独立行政法人奈良県立病院機構政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第3条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、予定価格の事前公表を行うものです。

令和7年7月28日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
理事長 上田 裕一

第1. 競争入札に付する業務の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人奈良県立病院機構人事給与システム開発・構築等業務

(2) 業務の内容

人事給与システムの開発、構築、運用、保守

(3) 業務の仕様等

第4の(2)により配布する「地方独立行政法人奈良県立病院機構人事給与システム開発・構築等業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和13年12月31日まで

(5) 予定価格

119,460,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

※ 上記は開発・構築等にかかる費用及び令和13年12月末までの運用・保守にかかる費用を含んでいる。

※ 本業務を遂行するために必要な人件費、物件費(ハードウェア・ソフトウェア)、初年度のシステム運用・保守費用等の経費をすべて含むものとする。

※ ハードウェアの構築については、導入調査の際、導入対象施設の情報基盤環境を確認のうえ、最適なシステム構成の提案を受け、最終決定することとする。

※ 支払いは納入・検収後に一括支払いとする。

第2. 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(ア) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程(以下「契約規程」という。)第4条第1項及び同条第2項の規定に該当しない者であること。

(イ) 入札日時時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目「Q2電算業務」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）
電話 0742-27-8908（直通）

- (ウ) 入札日時時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (エ) 本件業務と同種又は類似の業務を過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に実施した実績を有する者であること。

第3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 第2の競争入札に参加する者に必要な資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

第4. 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8581 奈良県奈良市七条西町二丁目897番5
奈良県総合医療センター4階

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局（担当：西山・辻井）

電話番号：0742-81-3400 Mail：honbu@nara-pho.jp

- 2 入札説明書の交付方法等

- (1) 交付方法

(ア) 1に示す場所における交付

(イ) 奈良県立病院機構のホームページからダウンロード

- (2) 交付期間

令和7年7月28日（月）から8月15日（金）まで（(1)の（ア）に示す方法による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時まで（正午から13時を除きます。）とします。）

- 3 入札説明会の開催

実施しません。

- 4 提案書の提出

令和7年8月29日（金）17時までに1に示す場所に提出してください。

- 5 入開札

日時 令和7年9月10日（水）

- 6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「地方独立行政法人奈良県立病院機構人事給与システム開発・構築等業務に係る入札書」と朱書して、令和7年9月9日（火）17時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

第5. その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付するものとします。ただし、契約規程第5条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、契約規程第27条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

4 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和7年8月4日(月)17時までに第2に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。第4の1に示す場所に、入札説明書に示す競争入札参加資格確認申請書等を提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した提案書及び入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者(別記落札者決定基準の失格基準に該当する者を除きます。)であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、当該入札者のうち技術点が最も高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有(入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。)

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると

認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、当機構が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当機構に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。

第6. Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured : Outsourcing of development and construction of the personnel and payroll system for the Nara Prefectural Hospital Organization, a local incorporated administrative agency
- 2 Time limit for tender by hand : 5:00 p.m. August 29, 2025
- 3 Time limit for tender by mail : 5:00 p.m. August 29, 2025
- 4 Contact point for the notice : Nara Prefectural Hospital Organization, Corporate Headquarters Office 897-5, Shichijo Nishimachi 2-chome, Nara City, Nara Prefecture 630-8581, JAPAN
TEL 0742-81-3400

(別記) 落札者決定基準

1 共通事項

- (1) 落札者は、次に示す計算式により算定された「総合点」の最も高い者とします。

「総合点」は、3,000点満点とし、得点配分については、「技術点」を2,000点満点、「価格点」を1,000点満点とします。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{総合点} \\ (3,000 \text{ 点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{技術点} \\ (2,000 \text{ 点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{価格点} \\ (1,000 \text{ 点満点}) \end{array}}$$

- (2) 提案内容の評価（「技術点」）

「技術点」とは、2(1)に示す分類に基づいて、その内容を後に示す採点方法を用いて評価するものです。

- (3) 入札価格の評価（「価格点」）

「価格点」とは、入札価格を後に示す計算式を用いて評価するものです。

- (4) 有効数字について

「技術点」及び「価格点」の算出にあたっては、小数点第1位までを有効とし、小数点第2位以下は、四捨五入します。

- (5) 「総合点」の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とします。

イ 入札参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

くじにより落札者を決定するものとします。この場合において、当該者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に全く関係のない職員にくじを引かせるものとします。

- (6) 政府調達に関する協定第13条の4(a)の規定により、低入札価格調査を実施することがあります。

2 技術点について

「技術点」は、提案書の内容について、以下の手順で採点を行います。

(1) 提案書の分類と各配点について

提案書の内容と評価については、次のとおり分類と配点を設定します。

分類	評価項目	項目 評価点	項目 加重点	項目 技術点
共通				
基本方針	制度準拠・制度改正対応、他システムとの接続	5	10	100
		5	10	
開発要件	開発実績、業務遂行能力、開発体制、スケジュール	5	10	200
		5	15	
		5	15	
機能要件				
全般・職員管理	認証機能、操作性、権限設定、マスタ管理、職員情報管理	5	10	100
		5	10	
人事異動、組織・定数管理	異動シミュレーション・チェック機能、人事異動事務支援、定数管理	5	20	200
		5	20	
人事管理	休職・休暇、職員登録、採用・退職、資格情報	5	10	100
		5	10	
給与連携	異動情報の連携、昇給・昇格や人事評価の反映、諸手当の自動設定、共済等の諸制度との連携支援	5	25	250
		5	25	
統計・帳票機能	各種データ出力機能、帳票出力機能	5	10	100
		5	10	
検証機能	エラーチェック	5	10	50
非機能要件				
システム環境	利用環境、設置環境等	5	10	50
システム構成	ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア	5	10	50
性能要件	処理速度等	5	15	75
信頼性要件	対応責任者、データのバックアップ等	5	10	50
セキュリティ要件	アクセスの制限やログの取得、ウィルス対策、監視機能	5	15	75
移行要件	現行システムからのデータ移行	5	20	100
運用要件	運用体制、業務従事者、障害対応	5	20	200
		5	20	
保守要件	保守体制	5	20	100
管理要件	サービスレベル協定	5	20	100
その他要件				
操作研修	研修の実施	5	2	10
マニュアル作成・更新	マニュアルの整備	5	2	10
本番稼働時の支援	立ち合い、繁忙期の支援等	5	2	10
データセンター利用	データセンターの運営体制等	5	4	20
独自提案	運用のための独自提案	5	10	50
技術点合計				2,000

(2) 「技術点」の算出方法

提案を求める評価項目単位に絶対評価で評価を行う。

ア 「項目加重点」の考え方

提案を求める評価項目単位の重要度に応じて、(1)に従い、項目加重点を設定します。

イ 「項目評価点」の考え方

提案を求める評価項目ごとに5点満点で評価します。

項目が小項目に分かれている場合は、各項目を5点満点で評価し、それぞれを加重した上で、合計点を当該項目の点数とします。

提案を求める評価項目について記述がない場合、又は仕様書要件具備確認表に規定する必須の機能要件について対応不可であり、かつ、十分な代替措置がない場合には、当該項目は「0点」とします。

ウ 「技術点」の計算

「技術点」の計算は次の式で行います。

$$(7) \text{ 項目技術点} = \text{項目加重点} \times \text{項目評価点}$$

$$(4) \text{ 技術点} = \text{各項目技術点の合計}$$

3 価格点について

入札価格に基づく「価格点」は、次のように算出します。

$$\text{価格点} = 1,000 \times \{1 - (\text{入札価格} \times 1.10) / \text{予定価格}\}$$

4 失格基準について

次の場合には、落札者としません。

- (1) 「項目技術点」に0点の項目がある場合（独自提案項目を除く。）
- (2) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合
- (3) 予定価格の上限を超えた見積書又は各年度の予算を超えた見積書を提出した場合
- (4) 入札書に記載された価格と見積書に記載された価格が異なる場合